

仕 様 書

1 概 要

(1) 件 名 令和8年度東信森林管理署庁舎等電力供給業務（単価）

(2) 需 要 場 所

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ・長野県佐久市臼田1822 | 東信森林管理署庁舎及び敷地内施設（4箇所） |
| ・長野県佐久市岩村田相生町2130-4 | 佐久平森林事務所庁舎及び敷内施設（3箇所） |
| ・長野県南佐久郡佐久穂町海瀬42-5 | 相木森林事務所庁舎（1箇所） |
| ・長野県東御市県303-3 | 東部森林事務所庁舎（1箇所） |
| ・長野県小諸市東雲1-1-15 | 小諸森林事務所庁舎（1箇所） |
| ・長野県小県郡長和町古町2456-2 | 大門森林事務所庁舎（1箇所） |
| ・長野県小県郡青木村村松216-2 | 青木森林事務所庁舎（1箇所） |

(3) 業種及び用途 官公署（事務室及び各施設）

2 仕 様

(1) 契約電力及び予定使用電力量

契約区分	契約電力量	予定使用電力量等
従量電灯C（東信森林管理署） 04-0522-0100-1555-4000-0000	45kVA	21,000kWh
低压電力（東信森林管理署） 04-0522-0100-1555-4100-0000	19kW	10,000kWh
従量電灯B（東信署防災倉庫） 04-0522-8311-0618-0000-0000	20A	200kWh
低压電力（東信署防災倉庫） 04-0522-8311-0618-0100-0000	6kW	300kWh
従量電灯B（佐久平森林事務所） 04-0522-8006-4570-1000-0000	40A	3,500kWh
従量電灯B（佐久平車庫） 04-0522-8006-4570-6000-0000	30A	200kWh
低压電力（佐久平車庫） 04-0522-8006-4570-6100-0000	3kW	700kWh
従量電灯B（相木森林事務所） 04-0522-8431-0271-2000-0000	40A	2,000kWh
従量電灯B（東部森林事務所） 04-0520-3241-4070-2000-0000	30A	2,500kWh
従量電灯B（小諸森林事務所） 04-0522-5151-0115-0000-0000	30A	4,800kWh
従量電灯B（大門森林事務所） 04-0520-4302-0272-1000-0000	40A	1,500kWh
従量電灯B（青木森林事務所） 04-0520-2107-0172-4000-0000	30A	3,000kWh

（月別予定使用電力量は、別紙1のとおりとする。）

(2) 電力量料金の算定にあっては、発電費用等の変動による調整を行うこと。

(3) 再生可能なエネルギー賦課金については、経済産業大臣が毎年度定める賦課金単価に電力使用量を乗じて算出する。

(4) 供給期間

令和8年4月検針日から令和9年4月検針日の前日まで。

(5) 電力量等の検針

- ① 自動検針装置：有
- ② 電力量計構成：電力需給用複合計器

(6) 需給地点及び電気工作物の財産分界点

1 (2) の需要場所について、庁舎と防災倉庫別に中部電力パワーグリッド株式会社の架空引込線との開閉器電源側接続点。但し、取引用計量装置は、それぞれ中部電力パワーグリッド株式会社の所有である。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点及び電気工作物の財産分界点に同じ。但し、取引用計量装置は、中部電力パワーグリッド株式会社がその保安の責めを負う。

(8) 請求時に係る料金の算定

- ア 使用電力量の単位は、1 kW 時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- イ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円としその端数は切り捨てることとする。但し、消費税等相当額を加算する場合は、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位は1 円とし、その端数は切り捨てること。

3 協議

(1) 詳細な事項及び本仕様書に定めの無い供給条件等については、中部管内的一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）若しくは、契約者が定める電力供給に係る標準的な約款(電気需給約款等)によるものとし、担当職員と必要に応じて打合せのうえ対応するとともに、業務について疑義が生じた場合には、直ちに担当職員と協議して対応するものとする。

(2) 各月の電気料の算定方法については、基本料金について力率割引又は、割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、中部管内的一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）に依るものとし、これに依りがたい場合は協議する。

4 その他

(1) 自動力率調整装置は有していないが、使用期間中の力率は100%を保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 電気を供給する場合に必要な情報伝達装置の設置等に係る経費については、小売電気事業者の負担とする。

(4) この仕様書に定めのない供給条件及び事項については、甲乙協議のうえ決定する。

月別予定使用電力量

(単位: kWh)

年 月	従量電灯C 契約電力 4 5 kVA	低圧電力 契約電力 1 9 kW	従量電灯B 契約電力 2 0 A	低圧電力 契約電力 6 kW	従量電灯B 契約電力 4 0 A	従量電灯B 契約電力 3 0 A	低圧電力 契約電力 3 kW	従量電灯B 契約電力 4 0 A	従量電灯B 契約電力 3 0 A	従量電灯B 契約電力 3 0 A	従量電灯B 契約電力 4 0 A	従量電灯B 契約電力 3 0 A
	東信署	東信署	東信署	東信署	佐久平	佐久平	佐久平	相木	東部	小諸	大門	青木
令和8年4月	2,000	1,200	15	25	350	20	100	200	200	400	100	200
令和8年5月	1,700	300	15	25	250	10	80	150	200	400	100	200
令和8年6月	1,500	400	15	25	200	10	50	150	200	400	100	150
令和8年7月	1,500	500	15	25	250	10	10	150	250	400	100	150
令和8年8月	1,500	900	15	25	250	10	10	150	200	400	100	200
令和8年9月	1,400	800	15	25	250	10	10	150	200	400	100	200
令和8年10月	1,400	600	15	25	200	10	10	150	200	400	150	200
令和8年11月	1,800	400	20	25	250	10	30	150	200	400	150	300
令和8年12月	1,800	900	20	25	250	20	100	150	200	400	150	300
令和9年1月	2,100	1,100	20	25	400	30	100	200	200	400	150	400
令和9年2月	2,200	1,500	20	25	450	30	100	200	250	400	150	400
令和9年3月	2,100	1,400	15	25	400	30	100	200	200	400	150	300
計	21,000	10,000	200	300	3,500	200	700	2,000	2,500	4,800	1,500	3,000

(注) この表は将来の使用電力量の数値を示すものではない。